

議 事 日 程 （第 3 号）

平成24年9月7日（金曜日） 午後3時34分 開議（本会議）

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第43号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）

議第44号 平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第45号 平成24年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議第46号 平成24年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第47号 平成24年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第48号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第49号 平成24年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第50号 平成24年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）

※事件案件の審議及び採決

日程第 2 議第57号 平成23年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 3 ※補正予算審査結果報告及び採決

※条例案件

日程第 4 議第52号 遊佐町防災会議条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 5 議第53号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
つ

いて

日程第 6 議第54号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第55号 遊佐町看護師等奨学金貸付条例の設定について

日程第 8 議第56号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
い

て

※事件案件

日程第 9 議第58号 中型バスの取得について

日程第10 議第59号 山形県後期高齢者医療広域連合の規約変更について

日程第11 議第60号 平成24年度吹浦統合簡易水道事業送水管布設工事請負契約の締結について

※一般議案

日程第12 議第51号 平成23年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 平成23年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 平成23年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 平成23年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算

認第 4号 平成23年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 平成23年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 6号 平成23年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 7号 平成23年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 8号 平成23年度遊佐町水道事業会計決算

日程第13 ※決算審査特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出席議員氏名

出席議員 14名

出席議員 13名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	高土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	8番	高橋冠治君
9番	土門治明君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	那須良太君
14番	三浦正良君		

欠席議員 1名

13番 伊藤マツ子君

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	堀田堅志君
総務課長	本宮茂樹君	企画課長	村井仁君
産業課長	佐藤源市君	地域生活課長	池田与四也君
健康福祉課長	菅原聡君	町民課長	渡会隆志君
会計管理者	本間康弘君	教育委員長	渡邊宗谷君
		教育委員会	
教育長	那須栄一君	教育課長	東海林和夫君
		選挙管理委員会	
農業委員会会長	阿部一彰君	委員長	佐藤正喜君
代表監査委員	高橋勤一君		

☆

出席した事務局職員

局長 小林栄一 次長 今野信雄 書記 佐藤利信

☆

本 会 議

議 長（三浦正良君） 延会前に引き続き本会議を開きます。
（午後３時３４分）

議 長（三浦正良君） ただいまの議員の出席状況は、13番、伊藤マツ子議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては全員出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、昨日議会運営委員会が開会されましたので、議会運営委員会高橋透委員長より協議の結果について報告を願います。

高橋透委員長、登壇願います。

上衣は自由にしてください。

議会運営委員会委員長（高橋 透君） 昨日議会運営委員会を開催し、町長から追加提案ありました議第60号 平成24年度吹浦統合簡易水道事業送水管布設工事請負契約の締結について、議第61号 遊佐町教育委員会委員の任命についてを協議した結果、次のとおり意見決定しましたのでご報告いたします。

議第60号 平成24年度吹浦統合簡易水道事業送水管布設工事請負契約の締結については、本日の日程第10の次に追加し、日程第11とし、以下順次繰り下げることにします。

議第61号の人事案件1件については、9月14日の議会最終日に追加することにしたので、よろしくご協力お願いいたします。

以上です。

議 長（三浦正良君） ただいま高橋透委員長報告のとおり本日の日程に事件案件1件、14日の日程に人事案件1件を追加することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（三浦正良君） ご異議ないようですので、本日の日程に事件案件1件、14日の日程に人事案件1件を追加することに決定いたしました。

それでは、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の議事日程第10の次に議第60号 平成24年度吹浦統合簡易水道事業送水管布設工事請負契約の締結についてを追加し、日程第11とし、本日の日程第11を12に、日程第12を13にそれぞれ繰り下げたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

それでは、本日の議事日程に日程第11、議第60号 平成24年度吹浦統合簡易水道事業送水管布設工事請負契約の締結についてを追加とし、以下順次繰り下げることに決定いたしました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第2、議第57号 平成23年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第57号 平成23年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を採決いたします。
本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成24年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)ほか、特別会計補正予算等7件について、補正予算審査特別委員会高橋久一委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会高橋久一委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(高橋久一君)

平成24年9月7日

遊 佐 町 議 会
議 長 三 浦 正 良 殿

補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会
委 員 長 高 橋 久 一

審 査 結 果 報 告 書

平成24年9月5日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

- 議第43号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)
- 議第44号 平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第45号 平成24年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 議第46号 平成24年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第47号 平成24年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第48号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第49号 平成24年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第50号 平成24年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

2. 審査の結果及び意見

平成24年度遊佐町一般会計補正予算ほか7件の特別会計補正予算等について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長(三浦正良君) お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、議第43号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)、議第44号 平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議第45号 平成24年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)、議第46号 平成24年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第47号 平成24年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第48号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)、議第49号 平成24年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)、議第50号 平成24年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)、以上8議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4から第12まで、議第52号 遊佐町防災会議条例等の一部を改正する条例の設定についてほか条例案件4件、議第58号 中型バスの取得についてほか事件案件2件及び議第51号 平成23年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたします。

小林議会事務局長。

局長(小林栄一君) 上程議案を朗読。

議長(三浦正良君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第52号 遊佐町防災会議条例等の一部を改正する条例の設定について、本案につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議の所掌事務及び委員の構成に関する規定を改正するため、提案するものであります。

議第53号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、白血病等の有効な治療法である移植療法のドナーとなる場合に取得可能な特別休暇について、骨髓を提供する場合に加え、末梢血幹細胞を提供する場合にも休暇を取得できるようにするため、提案するものであります。

議第54号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、特別職の職員の報酬等の支給期日に関する規定を改正するとともに、新規に設置する集落支援員の報酬額を規定するため、提案するものであります。

議第55号 遊佐町看護師等奨学金貸付条例の設定について、本案につきましては、看護師等を養成する学校等に在学する学生への奨学金制度を新規に制定し、町内の医療施設等に勤務する看護師等の確保及び資質の向上を図るため、提案するものであります。

議第56号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、大平小屋の解体及び廃止に伴い、本条例中における大平小屋に関する規定を削除するため、提案するものであります。

議第58号 中型バスの取得について、本案につきましては、平成4年度に購入し、運行してきたスクールバスが耐用年数を経過し、老朽化してきたことから更新するために取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、提案するものであります。

議第59号 山形県後期高齢者医療広域連合の規約変更について、本案につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、山形県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて協議したため、地方自治法第291条の11の規定により、提案するものであります。

議第60号 平成24年度吹浦統合簡易水道事業送水管布設工事請負契約の締結について、本案につきましては、吹浦統合簡易水道事業計画に基づき、送水管布設工事についての請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものであります。

議第51号 平成23年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について、本案につきましては、平成23年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか各会計決算について、去る6月21日付をもって会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見及び関係書類を添えて議会の認定を得たく提出するものであります。

決算の概要につきましては、一般会計ほか6件は会計管理者より、水道事業会計につきましては、企業出納員より説明をいたします。

以上、条例案件5件、事件案件3件、平成23年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたしますので、よろし

くご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議 長（三浦正良君） 条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

議第55号について、菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 条例案の概要につきまして、お手元の資料をご参考いただきたいと思います。

議第55号 遊佐町看護師等奨学金貸付条例の設定について、本案につきましては、町内に勤務する看護師等を確保する、資質の向上も目指しながら、養成機関での修学を援助するための奨学金貸付金制度の条例設定でございます。概要書の中でごらんいただくとわかるとおり、全文で17条、附則で2項の内容構成となっております。

第1条については、ただいま申し上げましたとおり目的、この条例案の目的ということで触れてございます。

第3条につきましては、貸付金の対象者、町内の医療機関等に勤務する意思のある者に対する貸し付けということで対象者を規定をしてございます。

第4条につきまして貸付額を規定してございます。奨学金の貸付額については、月額5万円以内を規定をしてございます。

第5条、貸付期間。貸付期間につきましては、正規の修学期間内の貸付期間を規定してございます。

第13条、償還。貸付金の償還につきましては、目的達成ができないときあるいは後にします15条に規定する条項に該当、あるいは該当しないときに償還が始まるということを規定してございます。

第15条、償還の免除でございます。奨学金の償還の全部または一部を免除できる場合の事由について規定をしてございます。卒業後1年以内に資格を取得し、3年以内に町内の医療機関等に就職、そして3年継続をして勤務をされた場合については全額免除、さらに一部免除の規定をここに盛り込んでございます。

それから、附則でございます。附則第1項につきましては、施行期日を規定してございます。平成25年4月1日からの施行を規定してございます。

附則第2項については、適用区分、規定してございます。平成25年度以降に入学する者からの適用ということで規定をしてございます。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いをいたします。

議 長（三浦正良君） 次に、一般会計及び特別会計等の決算の概要について説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計について会計管理者より説明を求めます。

本間会計管理者。

会計管理者（本間康弘君） 私から一般会計を初めとする平成23年度遊佐町各会計歳入歳出決算の概要について、お手元の決算書に基づきご説明申し上げます。

最初に認第1号 平成23年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成23年度の歳入決算額は79億1,144万3,892円、歳出決算額は74億581万769円となり、歳入歳出差引額は5億563万3,123円となったところであります。

以下、1,000円単位で申し上げます。また、1,000円未満の端数は繰り上げ、繰り下げの調整をしております。

歳入歳出差引額から平成24年度に繰り越すべき、財源1,897万4,000円を差し引きした実質収支額は4億8,665万9,000円となり、黒字決算となったところであります。

歳入について申し上げます。

歳入は、前年度に比較し1億1,292万7,000円の増で、79億1,144万4,000円の決算となりました。その主なもので増額になった金額は、町民税1,767万2,000円、繰越金1億6,395万9,000円等であり

ます。また、減額になった金額は国庫支出金 2 億818万1,000円、地方交付税4,969万7,000円、県支出金929万9,000円、地方譲与税234万1,000円等となっております。

次に、歳入の主な項目についてご説明いたします。

町税全体では、前年度決算額に比較し1,767万2,000円、1.5%増の12億721万4,000円となりました。

主な税目では、個人町民税が 4 億1,286万9,000円で 1 %の減、法人町民税が6,912万1,000円で 9.9%の増、町民税全体では前年度決算額の0.4%増で、 4 億8,199万円となりました。

固定資産税は1.7%増の 6 億299万6,000円であり、うち、国有資産等所在交付金は419万1,000円となっております。その他、軽自動車税4,056万1,000円、たばこ税6,757万円、入湯税1,376万円等となっております。

地方譲与税は2.3%減の 1 億101万4,000円、地方消費税交付金は2.8%減の、 1 億1,961万5,000円となりました。

地方特例交付金は、18.4%減の1,891万6,000円となっております。また、地方交付税は4,969万7,000円、1.5%減の33億5,532万5,000円となったところであり、歳入に占める割合は1.3ポイント減の、42.4%であります。

国庫支出金は、 2 億818万1,000円、26%減の 5 億9,214万9,000円となりました。

また、県支出金は929万9,000円、1.9%減の 4 億8,007万9,000円となっております。

繰入金は、前年度決算額に比較して、13万4,000円の増で4,713万円となりました。

町債は、前年度決算額 7 億4,200万円に比較して1,660万円、2.2%増の、 7 億5,860万円になりました。

町債の内容については、事項別明細書に記載されておりますが、減額になったものは、教育債で 1 億1,870万円減の 1 億250万円、臨時財政対策債で9,890万円減の 2 億8,700万円となっております。

増額になったものは、民生債が1,080万円増の1,750万円、農林水産業債が750万円増の1,100万円、土木債440万円増の7,350万円、消防債、130万円増の2,600万円、商工債 2 億1,020万円増の 2 億4,110万円となっております。

また、地方債の歳入決算額に占める割合は9.6%で前年度比0.1ポイントの増となりました。

その他の歳入決算額は、利子割交付金308万円、18.5%減、配当割交付金130万3,000円、8.2%の減、株式等譲渡所得割交付金41万9,000円、2.1%の減、交通安全対策特別交付金248万7,000円、1.4%の増、分担金及び負担金7,430万2,000円、4.8%の減、使用料及び手数料3,273万9,000円、7.9%の増、財産収入1,355万8,000円、47.3%の減、寄附金282万4,000円、1.9%の増等となっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出は、前年度決算額と比較して 3 億2,173万4,000円、4.5%増の、74億581万1,000円となりました。

款別で増となったものは、議会費 1 億952万1,000円、34.5%の増、民生費17億255万6,000円、14.1%の増、労働費3,095万6,000円、17.5%の増、商工費 7 億7,818万円、88.8%の増、土木費 8 億2,353万4,000円、23.6%の増、消防費 3 億5,979万3,000円、13.3%の増、災害費2,411万4,000円、29.2%の増、諸支出金1,101万2,000円、16.1%の増であります。

一方、減少したものは、総務費 8 億6,890万6,000円、13.7%の減、衛生費 3 億4,757万円、3.4%の減、農林水産費 3 億8,378万7,000円、40.2%の減、教育費 9 億1,284万4,000円、3.5%の減、公債費10億5,303万8,000円、4.8%の減、となっております。

次に、性質別歳出項目の状況について申し上げます。

義務的経費の、人件費・扶助費・公債費は、前年度決算額に比較し0.2%減の29億4,668万7,000円であり、決算額に占める割合は1.7ポイント減の39.8%であります。

投資的経費は、0.8%減の10億8,711万6,000円であり、歳出総額に占める割合は0.8ポイント減少し14.7%となりました。

以上のほか、物件費・補助費・繰入金等では、前年度決算額より10.7%増の33億7,200万8,000円となります。

次に、財政構造の弾力性について申し上げます。

財政構造が、町の行政需要に対応し得るような弾力性があるか、どうかの経常収支比率は、前年度比で6.4ポイント上がって78.4%になっております。

さらに、公債費比率は、前年度比で1.1ポイント下がって7.9%、公債費負担比率は繰上償還金を含め21.8%となっております。起債制限比率は、前年度より1ポイント下がって7%であります。

次に地方債現在高について申し上げます。

平成23年度末の、地方債現在高は76億4,769万3,000円で前年度に比較して1億6,968万8,000円の減額となりました。

積立基金現在高について申し上げます。

平成23年度末の現在高は、財政調整基金・減債基金・特定目的基金を合わせて、16億8,293万4,000円で、前年度より1億3,376万8,000円の増額になっております。

以上が一般会計であります。

次に認第2号 平成23年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

決算規模は、歳入総額は前年度決算額より1億7,117万7,000円、9.5%増の19億7,065万円で、歳出総額は前年度決算額より1億1,014万1,000円、6.7%増の17億4,452万6,000円となりました。また、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2億2,612万4,000円になりました。

歳入の主なもので、増額になったものは、国民健康保険税で前年度より0.1%増の3億6,087万5,000円、国庫支出金で前年度より3.2%増の4億5,413万1,000円、繰入金で前年度より48.9%増の3億5,243万9,000円となっております。

減額になったものは、県支出金で前年度より15.4%減の6,891万3,000円、前期高齢者交付金で前年度より15.8%減の2億6,177万6,000円、共同事業交付金で前年度より8.7%減の1億9,366万円となっております。以下、繰越金1億6,508万8,000円、諸収入488万2,000円等となりました。

歳出の主なもので、増額になったものは保険給付費で前年度より0.5%増の10億6,887万円となり歳出総額の61.3%となりました。

介護給付金で前年度より4%増の1億1,196万7,000円等であります。以下、保健事業費1,618万2,000円、諸支出金2,016万円、基金積み立てで1億48万9,000円となっております。

減額になったものは、共同事業拠出金で前年度より6.2%減の1億8,580万1,000円、総務費で前年度より14.9%減の4,493万2,000円等であります。

次に認第3号 平成23年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は歳入総額では、前年度決算額を9%上回る3億613万3,000円、歳出総額では前年度決算額8.1上回り2億7,911万円であります。

歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,702万3,000円であります。

歳入の内容は、使用料及び手数料8,960万4,000円、前年度比2.9%減、繰越金2,247万7,000円、前年度比62.9%の減であります。

以下、分担金及び負担金674万9,000円、財産収入17万8,000円、繰入金3,544万円等であります。

歳出では、総務費が1,463万4,000円、前年度比で70.8%減、維持費が2億5,417万6,000円、前年度比27.6%増となっております。以下、公債費が1,030万円で前年度比14.8%の増となっております。

続いて、認第4号 平成23年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額では、前年度決算額に比較し1.8%減の6億9,127万9,000円で、歳出総額は、前年度決算額の1.2%増の6億6,864万1,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,263万8,000円であります。

歳入の内容は使用料及び手数料が1億4,003万4,000円で前年度比0.3%の減、繰入金3億55万2,000円で前年度比8.6%の増、国庫支出金が9,962万6,000円で前年度比16.7%の増、分担金及び負担金3,030万円で前年度比4.7%の減、繰越金4,319万6,000円で前年度比9%の増等となっております。

歳出では、総務費7,854万3,000円で前年度比4.9%の増、下水道建設費が2億2,541万5,000円で前年度比1.3%の減、公債費が3億6,468万3,000円で前年度比2%の増となっております。

次に、認第5号 平成23年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は歳入総額では、前年度決算額に比較し2.6%増の1億157万1,000円、歳出総額は前年度決算額に比較し10%増の9,346万5,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額は同額の810万6,000円であります。

歳入の内容は、使用料及び手数料が2,053万7,000円で前年度より5万1,000円の増、分担金及び負担金が91万7,000円で前年度より292万2,000円の減、繰入金が6,600万円で前年度より200万円の減等となっております。

歳出は公債費6,747万8,000円で前年度より5,000円の増、総務費2,598万7,000円で前年度より846万9,000円の増となっております。

認第6号 平成23年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は歳入総額で、前年度決算額を0.2%増の17億482万5,000円であり、歳出総額は、前年度決算額を1.6%増の16億6,238万8,000円であります。歳入歳出差引額は、4,243万7,000円で平成24年度に繰り越すべき財源130万円を差し引きした実質収支額は、4,113万7,000円であります。

主な歳入内訳は、保険料2億4,748万円で前年度比1%の減であります。

国庫支出金は4億2,200万4,000円で前年度比2.6%の増、支払基金交付金は4億7,624万円で前年度比0.7%の増、県支出金2億4,002万4,000円で前年度比3.5%の増、繰入金は2億5,486万2,000円で前年度比6.8%の減、繰越金は6,406万2,000円で、前年度比5%の増となりました。また、使用料及び手数料4万9,000円、財産収入5,000円、諸収入9万9,000円となっております。

歳出では、歳出総額の95%を占める、保険給付費は15億7,892万円であり、前年度と比較して3,519万円、2.3%の増となりました。

以下、総務費3,961万3,000円、諸支出金1,955万9,000円、地域支援事業費は2,428万5,000円となっております。

最後に、認第7号 平成23年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は歳入総額で、前年度決算額を0.4%減の1億6,191万9,000円であり、歳出総額は、前年度決算額を0.6%減の1億5,472万3,000円であります。

歳入歳出差引額、実質収支額は同額の719万6,000円であります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料は、8,194万1,000円、前年度比0.4%の減、繰入金は一般会計から7,193万8,000円、1.8%増でこの2つの項目で95%を占めております。その他、使用料及び手数料が3万9,000円、諸収入102万1,000円となっております。

歳出は、歳出総額の94.4%を占める、後期高齢者医療広域連合納付金は1億4,608万7,000円であり、その他総務費が64万6,000円、諸支出金が799万円となっております。

以上、平成23年度の一般会計を初めとする7つの会計についての決算の概要についてご説明申し上げます。

なお、一般会計の財政分析の結果については、行政報告書に記載されていますので、参考にしてください。

また、具体的な詳細については、審議の過程で所管の課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（三浦正良君） 続いて、水道事業会計の決算の概要について、企業出納員の地域生活課長より説明を求めます。

池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） 認第8号 平成23年度遊佐町水道事業会計決算の概要について、ご説明申し上げます。

初めに、水道事業の実績について申し上げます。

決算書の12ページ、18ページをあわせてごらんください。

現在給水人口は1万1,497人で、前年度比で148人の減少となっております。普及率は99.4%で、前年度と同ポイントです。

給水状況は、年間総配水量が125万8,110立方メートルで、前年度より2万8,470立方メートル、率で2.2ポイントの減となっており、1日平均でも3,467立方メートルで、前年度比88立方メートルの減量となりました。

年間総有収水量は107万4,643立方メートルで、有収率については85.4%となり、前年度より0.7ポイントの減となりました。

有収率減の要因としては、橋梁添架管の漏水、濁水対策のための定例排泥作業の強化等によるものと思われる。

なお、18ページでお示した給水原価は、250円67銭で、供給単価の272円77銭に比較し、22円1銭の供給単価高となっております。

対前年度比では、給水原価で80銭の減、供給単価で3円31銭の増となっております。

次に、収益的収支（3条予算）について申し上げます。

決算書の19ページ、20ページに加え、22ページからの明細書もあわせてごらんください。

収益の総額は、3億2,354万1,153円、前年度比95.36%で、1,573万7,672円の減となりました。

その内訳は、営業収益が3億1,443万6,528円で、前年度比98.18%の582万107円の減であります。

その主体である給水収益は、2億9,312万6,684円で、前年度比96.70%の1,001万7,560円の減となっております。

給水収益の減収の主な原因は、東日本大震災の影響による節電、節水によるところが大きかったものと思われる。

営業外収益については、910万4,625円で、前年度比47.86%の991万7,565円の減額であります。

収益の主なものは、例年同様の下水道使用料徴収負担金、水道加入金に加え、雑収益の施設災害共済金となっております。また、前年度一般会計より繰り入れがありました国の繰出基準に基づく高料金対策繰出金について、平成23年度は該当しなかったことから、営業外収益全体では大幅な減となっております。

これに対する事業費用について申し上げます。

20ページに加え、24、25ページをごらんください。

費用の総額は、2億8,328万6,348円となり、前年度比99.25%の213万3,676円の減額となっております。

その内訳は、営業費用が2億2,391万5,906円で、前年度比99.73%、59万5,546円の減額で、取水配水給水費で前年度比91.29%、521万8,824円の減、受託工事費で前年度比113.26%、146万3,811円の増、総係費で前年度比95.31%、100万5,565円の減、減価償却費で前年度比102.75%、355万1,441円の増等となっております。

営業外費用については、5,871万292円で、前年度比96.39%、219万8,280円の減額で、企業債支払利息償還の減額が主なものであります。

収益的収支の差引残高は、当年度の損益計算において4,025万4,805円の純利益となっております。

次に、資本的収支（4条予算）について申し上げます。

26ページをごらんください。

収入総額は5,000万円で、その内訳は全額企業債となっております。

支払い総額は、1億7,326万3,117円で、その内訳は建設改良費が9,164万9,250円、企業債償還金が8,161万3,867円となっております。

建設改良事業費の主なものにつきましては、下水道工事に伴う老朽管更新事業、大楯浄水場中央監視設備事業等で、詳細につきましては、16ページ、17ページの工事調書、委託調書をごらんください。

なお、資本的収支の差引不足額1億2,326万3,117円の措置については、3ページ及び27ページに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額287万1,855円、過年度分損益勘定留保資金2,213万2,284円及び当年度分損益勘定留保資金9,825万8,978円をもって補填しております。

また、貸借対照表につきましては、8ページ、9ページのとおりとなっており、9ページの資本の部、6、剰余金の（2）、イ、ロにありますとおり、減債積立金の平成23年度末残高は3,700万円、建設改良積立金は2億2,375万213円で、積立金合計は2億6,075万213円となっております。

最後に、企業債の状況であります。29ページに記載のとおり、企業債償還分を差し引くと当年度末の未償還残高は、15億4,364万9,505円となっております。

以上、平成23年度遊佐町水道事業会計決算について、概要を申し上げます。

よろしくご審議の上、認定くださいますようお願いをいたします。

以上です。

議長（三浦正良君） 次に、決算審査の概要について、代表監査委員より説明を求めます。

高橋代表監査委員。

代表監査委員（高橋勤一君） 平成23年度各会計の決算審査の概要を申し上げます。

町長より提出されました、平成23年度遊佐町水道会計の歳入歳出決算については、6月11日から4日間、さらに平成23年度遊佐町一般会計及び、各特別会計の歳入歳出決算については7月1カ月間にわたり審査したところであります。事項別明細書並びに関係諸帳簿、証票等を、詳細に照合し、審査した結果、計数はいずれも符合し、誤りのないものと認められました。

また、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果についても、いずれも適正と認められました。

また、ここ数年の財政指標については経費削減等の努力により年々改善されてきております。なお、収入未済額については、平成19年度から5年間の内容を見ると、不納欠損処理後の金額は減少傾向にありますが、公平公正を基本に収納率の向上には引き続き努力されますようお願いいたします。

それでは、一般会計について申し上げます。

平成23年度の遊佐町一般会計決算は、歳入総額79億1,144万3,892円、歳出総額74億581万769円、差引残額5億563万3,123円となっております。

以下金額については、1,000円未満を四捨五入した数値で申し上げます。

平成23年度の決算で、財政収支の状況を見ると、歳入、歳出差引額5億563万3,000円から、翌年度へ繰り越すべき財源1,897万4,000円を差し引いた額4億8,665万9,000円が実質収支となります。

さらに、実質収支から、前年度実質収支を引いた単年度収支は、9,648万9,000円の赤字となっており、単年度収支に、財政調整基金積立金 1 億1,177万3,000円と、繰上償還金 3 億302万6,000円を加えた、実質単年度収支は 3 億1,831万円の黒字額となっております。

なお、性質別歳出状況を見ますと、人件費等義務的経費は29億4,668万7,000円で、歳出総額に占める割合は39.7%、前年度に比較し1.8%の減となっております。

また、投資的経費については10億8,711万6,000円で、歳出総額に占める割合は14.7%で、前年度に比較して0.8%の減、さらに物件費、補助金、積立金、繰出金等のその他の経費では、歳出総額に占める割合は45.6%で33億7,200万8,000円で、前年度に比較して2.6%の増となっております。中でも各特別会計への繰出金については23年度は10億円を超え、10億6,437万1,000円の14.4%を占めております。

また、平成23年度は産業立地促進資金やふるさと融資による貸付回収金の諸収入や繰越金等歳入の増額により 3 億302万6,000円の繰上償還がなされましたが、形式収支は 5 億563万3,000円の黒字となり、多岐にわたる行政需要に対応しつつも堅調な財政運営がなされたようにうかがえます。簡素で効率的な行政システム、健全な財政運営に引き続き努められるようお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計の決算は、歳入額で19億7,065万円、歳出額で17億4,452万6,000円、差引額 2 億2,612万4,000円となっております。

国保税の収納額が前年度比0.1%の増となっております。しかし、年々被保険者数は減少し、医療給付費は伸びている中で、国保税の収入未済額が9,454万6,000円となっており、疾病の予防等保健事業の充実を図るためにも収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、簡易水道特別会計の決算は、歳入額で 3 億613万3,000円、歳出額で 2 億7,911万円、差引額 2,702万3,000円となっております。

年間総配水量は37万2,189立方で前年度に比較して6,868立方の減で、有収率は86.4%で0.7ポイント減少しています。

今後とも効率的な給配水に努められるよう望みます。

次に、公共下水道事業特別会計の決算は、歳入額で 6 億9,127万9,000円、歳出額で 6 億6,864万1,000円、差引額2,263万8,000円となっております。

平成23年度末下水道事業債残高は58億9,000万円であり、今後施設の老朽化による維持修繕費の増嵩も見込まれる中、適切な事業計画のもとに、より一層の接続率の向上に努められるよう望みます。

次に、地域集落排水事業特別会計の決算は、歳入額で 1 億157万1,000円、歳出額で9,346万5,000円、差引額810万6,000円となっております。

関係集落の協力のもと接続率向上に努力されるよう望みます。

次に、介護保険特別会計の決算は、歳入額で17億482万5,000円、歳出額で16億6,238万8,000円、差引額4,243万7,000円となっております。

高齢社会に対応するため平成12年度に歳出決算額 7 億2,590万円でスタートしたこの制度でありませんが、決算額を前年度と比較すると、歳入で0.2%、歳出で1.6%それぞれ増となっております。被保険者や家族が満足のできるサービスが提供できるよう期待するところであります。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入額 1 億6,191万9,000円、歳出額 1 億5,472万3,000円、差引額719万6,000円となっております。

高齢者福祉の充実を期したこの制度の今後に期待したいと思います。

以上のとおり、各特別会計の収支状況は形式収支、実質収支ともに黒字決算であり、当局の行財政運営に配慮された結果と評価いたします。

次に、水道事業会計決算の審査について申し上げます。

平成23年度の事業収益は、3億2,354万1,000円、事業費用が2億8,328万6,000円で、差引額4,025万5,000円が純利益となっております。

当該年度の総配水量は、125万8,110立方メートルで、前年度比2万8,470立方メートル、2.2%の減となり、有収率は85.4%で前年度比0.7ポイントの減であります。

また、施設利用率は、43%で、前年度に比較して1.1ポイントの減となっております。

なお、平成23年度の使用料の収納率が向上したことは評価されるところであり、今後とも経営のさらなる安定のために維持管理費の節減や未収金の回収に努められるよう望みます。

最後に、財政健全化法による健全化判断比率について申し上げます。

まず、実質赤字比率においては実質収支額も黒字であり、実質収支比率においてもプラスとなっております。また、連結実質赤字比率では、一般会計、公営事業会計及び公営企業会計の各会計の実質収支額が黒字となっているため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はなしとされるものであります。

実質公債比率は、10.5%で早期健全化基準25%を下回っております。

将来負担比率は、77.7%で早期健全化基準350%を下回っております。

次に、水道事業会計については、実質収支額が黒字となっているため、資金不足比率はなしとなっております。

以上、23年度遊佐町一般会計、各特別会計と水道事業会計の歳入、歳出決算審査及び財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について概要を申し上げましたが、詳細はお手元の審査意見書のとおりでございます。

以上申し上げまして、決算審査の概要報告を終わります。

議長（三浦正良君） 次に、日程第13、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第51号 平成23年度遊佐町各会計歳入歳出決算8件については、恒例により小職を除く議員13名による決算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、決算審査特別委員会に付託し、審査をすることに決しました。

お諮りいたします。それでは、決算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の筒井義昭議員、同副委員長に土門勝子議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に筒井義昭議員、同副委員長には土門勝子議員と決しました。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後4時45分）